

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）大宮通りコンベンション施設等

所在地 奈良市三条大路一丁目六六二―一の一部ほか

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 都市計画課

(1) 道路の新設により北側の国道三六九号の歩道が分断されることになるので、歩行者の安全確保を図るため、横断歩道の設置等の安全対策の検討を十分に行うこと。

(2) 開発敷地西側の住宅地に対して環境対策を十分に行い、説明会等を開催して周辺住民の理解を得るよう努めること。

2 産業振興課

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境を保持するため、各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第四条の規定による指針を最大限尊重すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、奈良県の休日を含む。定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで